

タイムスタンプ認定制度に関する検討会（第1回）

1 日 時

令和2年3月30日（月）16:00～17:30

2 場 所

総務省地下2階 講堂

3 出席者

（構成員）東條座長、柿崎座長代理、伊地知構成員、岩間構成員、上原構成員、梅本構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、小松構成員、西山構成員、宮崎構成員、山内構成員、吉田構成員、若目田構成員

（オブザーバー）中村法務省民事局商事課法務専門官、河本経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐

（総務省）竹内サイバーセキュリティ統括官、岡崎大臣官房審議官、二宮サイバーセキュリティ統括官室審議官、大森サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、近藤サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、小高行政管理局行政情報システム課情報システム管理室室長

4 配布資料

資料1-1 「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」開催要綱

資料1-2 タイムスタンプ認定制度の現状と主な論点について

資料1-3 日本データ通信協会提出資料

5 議事要旨

（1）開 会

竹内サイバーセキュリティ統括官から挨拶。

（2）議 題

① 開催要綱について

事務局から資料1-1について、説明が行われた。続いて、本検討会の座長に東條構成員が、座長代理に柿崎構成員が選出された。

② タイムスタンプ認定制度の現状について

事務局から資料1-2の前半部分について、説明が行われた。

③ タイムビジネス信頼・安心認定制度について

伊地知構成員から資料 1-3 について、説明が行われた。

- ④ タイムスタンプ認定制度に関する主な論点について
事務局から資料 1-2 の後半部分について、説明が行われた。

- ⑤ 意見交換、各構成員からのコメント
事務局からの説明及び伊地知構成員からのプレゼンテーションの後、意見交換が行われ、その後各構成員からコメントがあった。主な意見等は次のとおり。

西山構成員：タイムスタンプの国際相互運用という観点で、EUの既存の基準とのマッピング等も検討する必要があると考えているが、検討に当たって、調査の実施やワーキンググループの立上げは想定しているか。

事務局：EUの動向等も踏まえながら検討していきたいと考えているが、特にワーキンググループの立上げは検討していない。しかし、例えばトラストサービス推進フォーラムでも様々な検討や調査を民間ベースで進めていると認識しており、是非、それらで得られた知見を共有いただきながら、検討を進めていきたい。

小松構成員：本検討会には監査法人として、外部の監査の観点でのインプットを期待されていると認識しているが、現状、認定対象となる事業者の、外部の監査についてはどう考えているのか。例えば、外部の監査人として、監査法人等の監査を受けることを考えているのか、あるいは事業者による内部監査なのか、またはそれ以外の監査という位置づけなのか。また、タイムスタンプ用のフレームワークも独自に何か検討することを考えているのか、それとも既存のISMSの基準といったフレームワークを流用していくようなことを考えているのか。

事務局：現状、日本データ通信協会の認定制度においては内部監査を求めている。海外においては、例えばEUでは、適合性評価機関が監査をするという仕組みもある。諸外国の動向やご意見いただいたフレームワークの件も含めて検討しながら、どのような監査が適切なのかについて、今後議論を進めていきたい。

東條座長：今のところは確たることは決まっていないということによろしいか。

事務局：然り。特に現時点で決まった方式やフレームワークが明確にあるわけではない。他方、現行の日本データ通信協会の認定制度が1つの大きな土台になると考えている。この土台をベースに諸外国の動向や国際標準を確認しながら、現行の制度から足したり引いたりする部分がどこに

あるのかを論点ごとに議論いただきたいと思っている。現行の制度という1つのベースがあるということで、我々としてはできれば再来年度に、実際に運用を開始できないかということを考えている。

小田嶋構成員：資料1-2の18ページの電子委任状の監査等に関する要求規定についてだが、電子委任状法の基本指針の第4の2の2にセキュリティの確保するための方法が記載されており、その中の1つにウェブトラストの監査、もしくはETSIの監査を年1回以上の頻度で受けることということが記載されている。加えて、電子署名法の認定を取得し、毎年更新していることということも並行して記載されている。そのため、電子委任状法の監査等に関する要求規定は、電子署名法の同規定を包含していると認識しており、記載内容について電子委任状法を所管している部局に再度確認いただきたい。

また、14ページの論点案③の5.で認定業務の公表内容及び公表方法について、eシールとタイムスタンプは、EUでは両方とも公表方法に違いはないという認識である。本検討会の他にeシールについても検討会が開始されると聞いているが、当該論点について、eシールとタイムスタンプは同じように考えていくのか、それとも、民間の認定制度と国の認定制度とで分けて考えていくのか。

事務局：1点目については、確認の上、資料を修正する。2点目については、eシールについても、何らか検討の場を立ち上げる予定である。昨年、議論いただいたトラストサービス検討ワーキンググループにおいても、それぞれのテーマごとに横串で検討できるものは横串で横断的に見るべきではないかというご指摘はいただいている。まさに、トラストリストについては、横断的に検討すべきものであると承知している。他方、タイムスタンプについては、現行の制度では日本データ通信協会のホームページで認定されている事業者が公表されているだけに留まっているが、それとは違った形で、他のトラストサービスと並びをとった形のトラストリストを作成するのであれば、どのような項目まで開示する必要があるかということは議論していく必要があると考えている。

山内構成員：タイムスタンプの信頼性を評価する制度の位置付けを明確化する上でも、トラストサービスの全体像を国でしっかり検討、構築していただきたい。同時に、タイムスタンプの技術的な基準については、しっかりとした基準を民間事業者、あるいはステークホルダーの方々が議論して作っていく、または技術の進展の中で適宜基準を改定していくことができるような仕組みを作っていく必要がある。トラストサービス全体を捉えた大きな政策的な枠組みの中で、タイムスタンプの評価制度や認

定制度、技術標準をどのように作っていくかという議論をバランスよく進めていきたい。

吉田構成員：事務局からの報告や来年度の4月に制度運用開始ということに異論はない。しかし、実際に新しい制度をどのように定着させていくのが重要。2021年の4月に開始されるこの制度によってどのようなメリットがあって、それによってどのようにデジタル化が進むのかといった話がなければ、制度を作っただけで終わってしまうのではないかと懸念がある。

また、ETSIの標準やEUの制度との整合性が重要なのもっともであるが、Society5.0ということを考慮すると、米国やアジアパシフィックの国々とのインターオペラビリティの確保というのも俯瞰的に捉えながら進めていただきたい。

事務局：トラストサービスの利用の拡大については資料にも記載しているが、非常に重要な視点だと認識している。建築関係等の関連する業界もあるため、関係各所への働きかけや営業は我々のほうでも実施していくが、トラストサービス関係の皆様にもご協力いただきたい。また、米国を含めた海外との相互運用に向けての動きも並行して検討していきたい。

上原構成員：利用拡大においてどこまでを強制し、どこまでを自発的に推進させるのかというところについて非常に関心がある。また、コストパフォーマンスについても必要な議論と認識している。コストが上がればユーザーとしては利用しにくく、別のサービス等に流れてしまうのではないか。

東條座長：それでは、最後に自己紹介も含めて、構成員の皆様から1～2分程度コメントをいただきたい。

伊地知構成員：認定制度を運用してきた経験から、タイムスタンプ利用者の関心は三つに分けられると思っている。1つ目は、国内の様々な制度に適応しているのかどうか。2つ目は、裁判における有効性はどうか。3つ目は、国際的な通用性で、アジアやEUだけでなく、米国や中国でも通用するのかということ。我々の民間の制度の中でも、ある程度他国でも通用している部分もあると認識しているが、国の制度になれば、より領域や利用頻度は拡大すると思っている。現在、民間制度を運用する団体として、この検討会には積極的に取り組んでいきたい。

岩間構成員：情報通信研究機構は日本標準時及び標準時の通報を行う日本で唯一の機関であり、私は標準時を基準とした、自治体のタイムスタンプまでの時刻のトレーサビリティについて長年携わってきた。ITU（国際電気通信連合）では、標準時からタイムスタンプまでのトレーサビリティ

ィという形の勧告を作る、あるいは標準時をいかにタイムスタンプへ流すかということについての標準化に携わってきた。現在の認定制度は国際ルールに則ってかなり硬くできているが、国の機関としてやる際に他国と整合性をとるために国際ルールを守りつつもどう柔軟にできるかを検討していきたい。

上原構成員：我々は製薬業界の研究開発に使われる、測定装置から排出される膨大なデータについて、その信頼性を確保しつつ長期保存する方法の策定を試みている。研究現場で取得されるデータも、特許の取得や当局からの製造販売承認を受けるための根拠になる。また、昨今は1つの薬をつくるために複数の国で取得したデータをまとめて使うことが一般的になってきている。このような観点から、このタイムスタンプの国の認定制度には期待している。また、民間企業に勤めるタイムスタンプユーザーの立場としても本検討会での議論に貢献していきたい。

梅本構成員：我々の弁護士の業界で、タイムスタンプと言えば公証人の確定日付であり、そのことは弁護士もみんな知っている。しかし、このような民間のタイムスタンプの認定制度についてはまだ知らない弁護士も多いという印象。今回新しく作られる認定制度を契機に、安心して使える基準ができれば、認定された事業者が押したタイムスタンプについて証明力の高さが確保されると思っている。裁判での有効性も含めて法的にも意味が出てきて活用が広まるのではないか。

小木曾構成員：現下の新型コロナ感染拡大の状況も踏まえ、ますますデジタル化は必要だと感じている。経済成長につながる制度になり得るかどうかというところが最大のポイント。また、認定タイムスタンプの使いどころや、その出口戦略をどう作っていくかが重要だと思っている。

例えば、債権譲渡にあたっては、民法上、確定日付のある証書が第三者対抗要件になっている。しかし、こういった手続きは基本的に原則書面での実施となっており、例外的に指定公証人が行った場合には電子データでも認められるものの、電子データを送付してもらえないため、物理的に出頭する必要があるなど、デジタル完結となっていない。今回の新制度で認定されたものは証書として読めるように、法律改正、解釈変更等所要の対応が必要。債権が今後トークン化していくことを考えるとトークンエコノミーの観点からも利用シーンが出てくることが期待される。そのためにも、上記で言った法令の点は対応が必要。このような使いどころをどう作っていくかといった議論が必要ではないか。また、制度がガラパゴスにならないようにということも非常に重要。

小田嶋構成員：電子署名とタイムスタンプは、Society5.0の定着において両

輪だと思っている。我々は電子署名法の認定も受けている事業者であるため、そうした認定を受けている立場から意見を述べていきたい。

柿崎構成員：紙で実現するのは難しいが、電子技術を使うことによって非常に簡単に行えるというのがタイムスタンプの特徴であり、デジタル時代において非常に重要な技術の1つだと考えている。公証人、それから確定日付というところに加え、遺書などの私文書に対してのタイムスタンプ、これも法的に認められるということになれば利用の拡大を見込めるのではないか。

小松構成員：日本公認会計士協会にあるITアシュアランス専門委員会で、アメリカでいうSOC2とSOC3について検討している。SOC2はシステムのセキュリティや可用性といった内部統制を評価して保証していくという業務。SOC3がいわゆるトラストサービスと呼ばれているもので、広く一般的なユーザー向けに保証をしていくというフレームワークで、SysTrustとWebTrustという業務がある。監査業界ではエビデンスの電子化が進んでいる状況。それを踏まえて、新たな会計監査のあり方をどう考えていくかというのが課題になっており、日本公認会計士協会としても将来の監査という形で様々な検討をしている状況にある。そのため、日本公認会計士協会と連携をとりながら検討させていただきたい。

西山構成員：2点、コメントしたい。1点目は国際的なインターオペラビリティの重要性で、お客様からもタイムスタンプのインターオペラビリティはどうなっているかというお問い合わせを受ける。EUのadvanced e-signatureでは、基本的にはタイムスタンプも電子署名とあわせて要求、提供されているということもあり、弊社ではタイムスタンプがついていない電子署名は一切提供していない。電子署名事業者としての立場からしても、タイムスタンプのインターオペラビリティというのは非常に重要な問題だと痛感している。また、昨年、EUに調査に行く機会があり、知財保護の目的でタイムスタンプを使ってサービスを運用しているベンチャー企業に話を聞いたところ、中国のタイムスタンプを使用しているとのことだったが、その理由が国の認定を受けているからであった。帰国後に中国のタイムスタンプを確認すると、使用されている暗号アルゴリズムがSHA-1であった。したがって、技術ではなく、国の認定を受けているというのが非常に重要な要素であるということがわかったので、本検討会の活動意義は非常に大きいと思っている。

もう一つは自動検証である。例えば、電子帳簿保存法等でタイムスタンプが要求されているが、通常、機械的に検証すると、トラストアンカーであるルート認証局の証明書までたどりついて検証完了になる。しか

し、それが日本データ通信協会の認定を受けたものかどうかは自動的に検証できない。したがって、必ず人による何かしらの判断が入ってくる。本検討会の中でタイムスタンプの検証を機械的に自動でやれるような仕組みをぜひ検討いただきたい。

宮崎構成員：トラストサービス推進フォーラムは電子署名やタイムスタンプ、eシールなどトラストサービス全般に関わる調査研究や標準化から普及促進までを目的とした団体である。ここ20年近くタイムスタンプに関わり、また昨年のトラストサービス検討ワーキンググループにも参加している中で、幾つかの課題が見えている。まず、事務局の課題の中でも触れられているが、特に国際通用性に関わることである。そして、もう一つは、タイムスタンプの検証に関わる部分で、タイムスタンプの長期有効性の検証や、タイムスタンプが実際に認定を受けたものかどうかの機械的な検証に関する点である。このあたりはトラストリストの在り方や認定の要件、認定手法にも関わると思っている。また、技術の運用に関わるような部分をこの機会に課題として整理し、1つでも多く解を与えられるように尽力していきたい。

若目田構成員：タイムスタンプにおける課題となっている、国税関係書類等一部の分野を除きその利用が十分広がっていないという点について、国の認定制度の構築やトラストリストへの記載によって全てが解決するわけではないと思っている。定量的なKPIといった目標を設定した上で、望ましいタイムスタンプのコストや、その普及のターゲットが決まっていくのではないかと考えている。日本経済団体連合会に所属している身として、主にマーケット動向を踏まえた取組や経済界側としての理解、こういったところに貢献していきたい。

山内構成員：日本情報経済社会推進協会ではプライバシーマーク制度ほか様々な事業に取り組んでいる。私自身は電子署名法に基づいた指定調査機関としての事業を行っている電子署名認証センターの担当業務、電子契約サービスを推進するインターネットトラストセンターでの業務、ISMS、ISO27001に基づく情報セキュリティマネジメントシステムの普及に関する業務などに取り組んでいる。最近のコロナウイルス問題は危機的な状況だが、ある種、日本の情報経済社会の推進への転機として捉えることもできると考えている。日本情報経済社会推進協会が、様々なデジタル化にすぐ対応できるかという点については、様々な課題に直面している。中央官庁とやり取りを行う業務においても、紙と印鑑を使った仕事が多く残っており、電子署名法の指定調査機関としての業務についても、主務三省とのやりとりは実は全部紙と印鑑を使っているという状況で

ある。小田嶋構成員や西山構成員が所属している認定認証事業者の皆様と主務三省とのやりとりも紙でやられていると認識している。これらを改善していくことがまず第一歩ではないか。また、タイムスタンプの制度については適合性評価が非常に大きな課題である。私自身、国際標準に係る取組にも関与してきたので精一杯協力させていただきたい。

吉田構成員：昨年1年間のトラストサービス検討ワーキンググループの意義は非常に高かったと感じている。先ほど述べたとおり、2021年の4月からこの制度化を実現するためにはどのようにしていくのかを考えるべきではないか。例えば、欧州でもエストニアやフィンランド、デンマークにおけるデジタルの活用状況は、そこまでうまくはいっていないという実情がある。Society5.0を進めるためには、本検討会のように、対象を限定しながら議論を進めていくという形にしない限りは難しいというのが実態ではないか。他方、アメリカの状況で言うと、米国連邦政府機関買収規則（DFARS）の関係で、防衛産業のサプライチェーンの枠組みで、米国国立標準技術研究所（NIST）のSP800を関連企業に適用させるといった話があるが、中小企業も多く存在する中、簡単に導入はできないという話も出てきている。

タイムスタンプは、大事なSecurity Trust Anchorの一つだと認識しているが、本質的にはEUのeIDAS規則のような礎があり、その枠組みの上にきちんと定着させることが大事だと思っている。ユーザーに使っていただいてこそその世界だと思っているので、ユーザー企業側の立ち位置として協力していきたい。

⑥ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

(3) 閉会

以上